

審 査 基 準 整 理 票

処分名	第 3 子以降の学校給食費免除		
根拠法令名	大津市学校給食に係る条例	(条項) 条例第6条	
基準法令名	大津市学校給食費の管理に関する規則	(条項) 規則第4条	
所管部署	教育委員会事務局学校給食課収納グループ		
標準処理期間	3 0 日 ※	法定処理期間	無

※年度当初の申請に係る審査については、要件の確認に時間を要する場合があるため、標準処理期間である 3 0 日を超える場合がある。

【審査基準】 ・文書の名称【大津市第 3 子以降学校給食費免除要領】

・掲載図書等【】

・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載

大津市第 3 子以降の児童又は生徒に係る学校給食費の免除に係る要領
(免除の対象となる保護者)

第 2 条 市長は、市立学校に通学する児童等の保護者であつて、次のいずれにも該当するものから申請があつたときは、学校給食費を免除することができる。

(1) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（当該者に係る保護者に扶養されている者を含み、小学校就学の始期に達するまでの者を除く。以下「2 2 歳以下の児童等」という。）を 3 人以上扶養していること。

(2) 2 2 歳以下の児童等のうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く者（以下「第 3 子以降の児童等」という。）が学校給食の提供を受けていること。

(3) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 3 条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けていないこと。

(4) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 9 条の規定による就学援助で学校給食費に関するものを受けていないこと。

(5) 納付すべき学校給食費に滞納がないこと。

(免除の対象となる学校給食費)

第 3 条 前条の規定による免除（以下「免除」という。）の対象となる学校給食費は、次条に定める免除期間における第 3 子以降の児童等に係る学校給食費とする。

(免除期間)

第 4 条 一の申請に係る免除の期間（以下「免除期間」という。）は、申請の受付日が属する月の翌月の 1 日（申請の受付日が各月の 1 日である場合は、同日）から当該年度の末

日までとする。ただし、申請の受付日が免除をしようとする年度（以下「免除対象年度」という。）の前年度の3月2日から免除対象年度の4月10日までである場合における免除期間は、4月の学校給食の開始日から免除対象年度の末日までとする。

【根拠法令】

大津市学校給食に係る条例
(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

【基準法令】

大津市学校給食費の管理に関する規則
(学校給食費の減免)

第4条 条例第6条の規定により学校給食費を減額し、又は免除する場合は、保護者が地震、風水害、火災その他の災害又は事故等により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合その他市長が特に必要と認める場合とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。